

# 変更届等事務手続きについて

資料 4  
R6.3.27  
地域密着集団指導

## 地域密着型通所介護

- ★ 介護保険法に定める事項（下表）に変更があったときは、変更日から 10 日以内にその旨を届け出る必要があります。
- ★ 運営規程中の「従業員の職種・員数及び職務の内容」に関する変更については、4月の配置状況を前年度4月の配置状況と比較し、増減がある場合に5月末までに届出を行うこととします。

### 【変更の届出が必要な事項と提出書類の一覧表】

変更届出書 (様式第2号)の 「変更があった事項」欄		変更届出書の 添付提出書類						
		① 付表	② 勤務形態一 覧表	③ 誓約書	④ 事業所位置 図	⑤ 登記事項証 明書等	⑥ 事業所平面 図	⑦ 運営規程
1	事業所の名称	○						○
2	事業所の所在地	○			○		○	○
3	申請者の名称			○		○		
4	主たる事務所の所在地			○		○		
5	代表者の氏名・住所及び職名			△1		○		
6	登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)					○		
7	事業所の建物の構造、平面図及び設備の概要	○					○	
8	事業所の管理者の氏名、住所及び経歴	○	○					
9	運営規程	○	△2					○

○印：変更届出書（様式第2号）左欄の変更事項に応じて、添付が必要な書類

△1 印：代表者の姓・住所又は職名の変更のみである場合は不要

△2 印：変更内容が、人員・勤務形態に全く影響を及ぼさないものである場合は不要

提出書類		留意事項
②	従業員の勤務の体制及び勤務形態一 覧表（参考様式1）	※資格が必要な職員について、既提出分の一覧表と異なる場合は、「資格証の 写し」を添付。
⑦	運営規程	新旧の変更箇所を明示したもの。

## 小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護

- ★ 介護保険法に定める事項（下表）に変更があったときは、変更日から 10 日以内にその旨を届け出る必要があります。
- ★ 運営規程中の「従業者の職種・員数及び職務の内容」に関する変更については、4月の配置状況を前年度4月の配置状況と比較し、増減がある場合に5月末までに届出を行うこととします。

### 【変更の届出が必要な事項と提出書類の一覧表】

変更届出書 (様式第2号)の 「変更があった事項」欄		変更届出書の 添付提出書類									
		① 付表	② 勤務形態 一覧表	③ 誓約書	④ 事業所位置 図	⑤ 登記事項 証明書	⑥ 事業所平面 図	⑦ 経歴書	⑧ 運営規程	⑨ 契約書・協 定書等	⑩ 介護支援 専門員一 覧
1	事業所の名称	○						○			
2	事業所の所在地	○			○		○	○			
3	申請者の名称			○		○					
4	主たる事務所の所在地			○		○					
5	代表者の氏名・住所及び職名			△1		○		○			
6	登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)					○					
7	事業所の建物の構造、平面図及び設備の概要	○						○			
8	事業所の管理者の氏名、住所及び経歴	○	○					○			
9	運営規程	○	△2					○			
10	協力医療機関の名称及び協力医療機関との契約の内容	○							○		
11	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院との連絡体制及び支援体制								○		
12	介護支援専門員の氏名及び登録番号		○					○		○	

○印：変更届出書（様式第2号）左欄の変更事項に応じて、添付が必要な書類

△1印：代表者の姓・住所又は職名の変更のみである場合は不要

△2印：変更内容が、人員・勤務形態に全く影響を及ぼさないものである場合は不要

提出書類		留意事項
②	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）	※資格が必要な職員について、既提出分の一覧表と異なる場合は、「資格証の写し」を添付。
⑧	運営規程	新旧の変更箇所を明示したもの。

## 加算の届出留意事項について

### 加算等届出と算定開始月

サービスの種類	算定の開始時期
小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	①毎月15日以前に届出→翌月から ②毎月16日以後に届出→翌々月から
認知症対応型共同生活介護	届出が受理された日の翌月から算定 (月の初日の場合はその月から算定)

### 令和6年度の介護職員処遇改善計画書の提出について

令和6年度において加算を算定する事業所については、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書（令和6年度）を提出していただく必要があります。

#### ○計画書提出期限

※令和6年4月又は5月から取得する場合は、  
**令和6年4月15日（月）まで** 延長されています  
(様式は県HPに掲載されています)

#### ○当該加算届の提出期限

※令和6年4月分（旧加算）令和6年4月15日  
令和6年6月分（新加算）上記原則通り  
(新加算の届出については、6月15日までは変更を受け付けます)

※提出期限について、現時点では上記のとおりとしていますが、今後報酬改定に伴う延長の取り扱いが国から示される見込みです。

提出期限までに加算届が提出できるよう、ご準備をお願いいたします。